確定申告

平成29年分 所得税・町県民税の申告相談が始まります

受付は

出張申告相談会場（原則、還付申告）
2月1日（木）～14日（水）の平日

住吉福祉文化会館会場
役場申告相談会場
2月16日（金）～3月15日（木）の平日

申告は3/15（木）までに

申告書は自分で書いて早めに提出！

■対象

平成29年中に所得があった方で、

・**所得税が課税になる方**
所得税の申告が必要

・**所得税が課税にならない方**
町県民税の申告が必要

■確定申告書

確定申告書、確定申告の手引き、医療費控除などの各種明細書は、1月中旬に役場税務課⑤番の窓口横と各申告相談会場に用意します。

例年、税務署から確定申告書を送付していましたが、活用が少ないため、送付が中止されました。今回から確定申告書に代えて「確定申告のお知らせ」はがきが送付されます。

■申告書の作成

所得税の確定申告は自主計算・自主申告が原則です。

自分で作成し、分からないことがあったら、申告相談会場（P9～10）にお出かけください。

■インターネットで調べる

・国税庁ホームページ
HP http://www.nta.go.jp/
・町ホームページ

■確定申告に関する問い合わせ

半田税務署　個人課税部門
☎0569（21）3141
（代表電話）

※自動音声の案内に従い、番号を押してください。

住所 〒475-8686
半田市宮路町50-5

■町県民税申告に関する問い合わせ

役場税務課　住民税係
☎（83）3111（内線112）

住所 〒470-2192（住所不要）
税務課　住民税係

確定申告相談会場の開設

確定申告書を作成するうえでの疑問や確認したいことがある場合は、次の各相談会場で申告相談を行っていますので、利用してください。

❶住吉福祉文化会館会場
（住吉神社内）
❷役場申告相談会場
❸出張申告相談会場（各地区コミュニティセンター、藤江は公民館）
❹げんきの郷あすなろ舎
❺東海市立商工センター

会場へは、できる限り申告される本人がお出かけください。やむを得ない場合は、相談される内容が分かる家族の方でも結構です。

ご利用ください！

確定申告書の作成には
国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」

便利！
①税務署に出向く必要なし！
②いつでも利用可能！
③自動で税額を計算！
④プリントサービスにも対応！

まずは検索！ 作成コーナー

詳しくはこちらへ！

e-Taxに関する情報は
e-Taxホームページへ
HP http://www.e-tax.nta.go.jp/
e-Taxの操作に関する問い合わせは
e-Tax・作成コーナーヘルプデスクへ
☎0570－01－5901
月～金曜日（祝日、年末年始を除く）
午前9時～午後5時

申告は3/15(木)までに

申告書は自分で書いて早めに提出！

1 住吉福祉文化会館会場（住吉神社内）

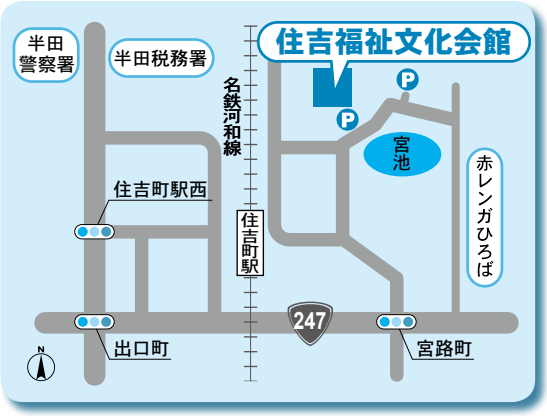

名鉄河和線「住吉町」駅下車　徒歩約５分

■開設期間

・２月16日(金)～３月15日(木)の平日
・２月18日(日)、25日(日)

■開設時間

午前９時～午後５時
※ 受付終了時間は午後４時

■注意事項

・開設期間中は、半田税務署内では確定申告書の作成指導は行っていません。
・駐車場の混雑が予想されますので、公共交通機関を利用してください。
・ご家庭で作成済みの確定申告書は、郵送または半田税務署１階の受付窓口に提出してください。

■問い合わせ

半田税務署　☎０５６９－２１－３１４１

2 役場申告相談会場

待ち時間 平均30分程度

例年非常に混み合いますので、❸出張申告相談会場をご利用ください。

■開設期間

２月16日(金)～３月15日(木)の平日

■開設時間

午前８時45分～午後４時(開場は午前８時30分～)

■開設場所

役場　西会議室棟　１階　会議室

■対　象

給与・年金所得などの方の還付申告を中心に行います。

役場で受け付けられない申告

■次に該当する方は、❷役場申告相談会場、❸出張申告相談会場では申告の相談ができません。❶住吉福祉文化会館会場（住吉神社内）にお出かけください。

・住宅ローン控除の１年目の申告をする方
・営業所得、譲渡所得がある方
・青色申告をする方
・消費税、贈与税の申告をする方
・分離所得がある方

■開設期間中は、税務課窓口では申告相談を受け付けません。また、開設期間を過ぎると、所得税の確定申告は、役場での相談・受付はできませんので、半田税務署にお出かけください。

3 出張申告相談会場 各地区コミュニティセンター（藤江は公民館）

■開設期間・開設場所

開設期間	開設場所
２月１日(木)、２日(金)	森岡コミュニティセンター
２月５日(月)	緒川コミュニティセンター
２月６日(火)、７日(水)	藤江公民館
２月８日(木)、９日(金)	卯ノ里コミュニティセンター
２月13日(火)	生路コミュニティセンター
２月14日(水)	石浜コミュニティセンター

■開設時間

午前９時～午後３時

■対　象

給与・年金所得などの方の還付申告を中心に行います。

森岡・卯ノ里コミュニティセンター・藤江公民館の２日目は、比較的に空いていますので、ぜひご利用ください。

❹❺ 税理士による無料税務相談会場

■開設期間・開設場所・相談内容

ところ	相談内容	2月						
		20	21	22	23	26	27	28
		火	水	木	金	月	火	水
❹ げんきの郷 あすなろ舎	申告相談	○	○		○			
❺ 東海市立 商工センター	申告相談	○	○	○	○	○	○	○

❹ げんきの郷あすなろ舎

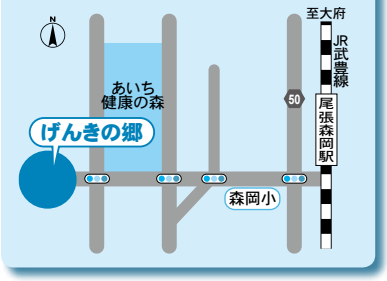

❺ 東海市立 商工センター１階

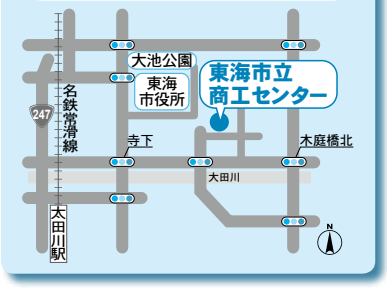

■開設時間

午前９時 30 分～正午、午後１時～４時

※会場の混雑状況により早めに受付を終了する場合があります。

■注意事項

・譲渡所得、山林所得、贈与税の申告は相談対象となりません。

・消費税の申告、所得・帳簿などの状況により住吉福祉文化会館の相談会場に案内することがあります。

※詳細は名古屋税理士会　半田支部または半田税務署に問い合わせてください。

■問い合わせ

・名古屋税理士会　半田支部　☎０５６９－２６－０７３０

・半田税務署　☎０５６９－２１－３１４１

申告が必要な方

所得税の申告が必要な方

❶営業所得、農業所得、不動産所得、雑所得（年金など）、一時所得（満期保険金など）、配当所得、譲渡所得などがある方で、平成29年中の所得金額の合計額が所得控除（基礎控除、扶養控除、社会保険料控除など）の合計額より多い方

❷年金から所得税が源泉徴収されている方（ただし、公的年金などの収入金額が４００万円以下であり、かつ公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合は、所得税の確定申告をする必要はありません。次の「町県民税の申告が必要な方」をご覧ください。）

❸給与収入が２千万円を超える方

❹給与を１箇所から受けている方で給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方

❺給与を２箇所以上から受けている方で、年末調整された主たる給与以外の給与の収入額と給与所得や退職所得以外の各種所得の金額との合計額が20万円を超える方

❻中途退職をしたことなどにより、年末調整を受けていない所得や控除がある方

【注意】

確定申告書を提出する方は、次のことに注意してください。

・所得税の確定申告が必要なく、還付のために申告をする方でも、すべての所得を申告する必要があります（分離課税の所得を除く）。

・源泉徴収されている上場株式の配当所得など、申告不要な所得を還付のために申告すると、申告しないことを選択したときより所得金額が増えます。所得金額が増えることにより、被扶養者の所得税、本人や被扶養者の町県民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料などに影響する場合があります。

町県民税の申告が必要な方

所得税の確定申告をしない方のうち、平成30年１月１日現在町内に在住し、次のいずれかに該当する方

※町県民税の申告が必要と思われる方には、１月下旬に役場から申告書を送付しています。また、申告書が届かない方であっても、申告が必要になる場合があります。

❶年金所得者で、社会保険料控除、生保保険料控除、医療費控除などの申告をする方
❷給与所得者で、給与以外の所得金額の合計額が20万円以下の方
❸営業所得、農業所得、不動産所得、一時所得（満期保険金など）、配当所得などがある方で、平成29年中の所得金額の合計額が所得控除（基礎控除、扶養控除など）の合計額以下の方
❹昨年中に収入が全くない方、あるいは非課税所得（失業給付、遺族年金、障害年金など）のみであり、かつ家族の扶養になっていない方

のうち、次に該当する方
・国民健康保険の加入者がいる世帯の世帯主
・国民健康保険の加入者で18歳以上の方（高校生を除く）
・国民年金保険料の支払猶予、免除を受けようとする方
・後期高齢医療保険の加入者がいる世帯の18歳以上のすべての方（高校生を除く）
・保育料の支払いがある方（保育料が無料である方を含む）
・児童扶養手当を受給しようとする方

申告相談に必要なもの

申告資料が不足していると申告できませんので注意してください。詳しくは「確定申告の手引き」などで確認してください。

【申告者持ち物】
①マイナンバーカード
②マイナンバー通知カードと運転免許証（運転免許証がなければ保険証、パスポートなど）
※①か②のどちらかを持参もしくは写しを添付

【申告者の代理人持ち物（配偶者、親族）】
①申告者のマイナンバーカードの写し
②申告者のマイナンバー通知カードと運転免許証の写し（運転免許証がなければ保険証、パスポートなど）
※①か②のどちらかを持参もしくは写しを添付
※被扶養者がいる場合、被扶養者のマイナンバーの記載も必要になります。被扶養者のマイナンバーが分かるものを持参してください。

【共通の持ち物】
・認め印（朱肉を使わないものは不可）
・給与、公的年金などの源泉徴収票の原本
・申告者本人名義の預貯金口座番号が分かるもの
・農業所得、不動産所得がある方は、作成済みの収支内訳書
・給与、公的年金から天引きされた分のほかに社会保険料控除を受ける方は、各種社会保険料控除証明書または各領収書
・生命保険料控除、地震保険料控除を受ける方は、生命保険料控除証明書（一般・個人年金・介護）、地震保険料控除証明書
・医療費控除を受ける方は、「医療費控除の明細書（所定の記入用紙）」
・医療費控除の特例を受ける方は、「セルフメディケーション税制の明細書（所定の記入用紙）」と一定の取り組みの証明書（詳細はP12）
・障害者控除を受ける方は、障害者手帳や福祉課の証明書など
・「確定申告のお知らせ」はがき（届いた方のみ）

確定申告書の作成・提出方法

確定申告書を作成する

所得税の確定申告は自主計算・自主申告が原則です。申告会場は、たいへん混雑します。**国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用する**と、画面の案内に従って金額などを入力するだけで、税額などが自動計算され、確定申告書が作成できます。作成した確定申告書は、印刷して申告相談会場で提出できます。インターネットを利用できない方は、「確定申告の手引き」を参考にして、自分で申告書を作成しましょう。

確定申告書を提出する

①書面で提出
・半田税務署に郵送または持参
※税務署の受付時間外は、時間外収受箱へ投かん可
・役場申告会場の「税務署行きBOX」に提出
※役場職員による計算確認は行いません。
②インターネットで提出
e-Taxでは、インターネットを利用して確定申告ができます。国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書を、インターネットで送信することで提出できます。

医療費控除と医療費控除特例（セルフメディケーション税制）

新設！

医療費控除と医療費控除特例（セルフメディケーション税制）の併用はできません。下の算式で控除額を比較して、申告の参考にしてください。

■控除額

下の算式で計算した金額を、所得から差し引いて税額を計算します。Aが B より多い場合は、医療費控除で申告してください。B が A より多い場合は、医療費控除特例（セルフメディケーション税制）で申告してください。

■医療費控除

自分や家族の医療費を多く支払ったとき、医療費控除を受けられる場合があります。医療費控除について詳しく知りたい場合は国税庁ホームページをご覧ください。

●問い合わせ

国税庁ホームページ

HP http://www.nta.go.jp/

■医療費控除特例（セルフメディケーション税制）

平成29年1月1日以降に、OTC医薬品（要指導医薬品・一般用薬品のうち、医療用から転用された医薬品）を薬局などで1万2千円以上購入した場合に、その購入費用について、上限額8万8千円の所得控除を受けることができます。

医療費控除特例（セルフメディケーション税制）の適用を受ける場合は、納税者本人が適用を受けようとする年分において、健康の保持増進・疾病の予防の取り組みとして一定の取り組みを行なっていることの証明が必要です。

この制度の対象となる具体的なOTC医薬品については、薬局または厚生労働省ホームページをご覧ください。また、健康の維持増進のための一定の取り組みについては、厚生労働省ホームページをご覧ください。

●問い合わせ

厚生労働省ホームページ

HP http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124853.html

A 医療費控除

控除額（最高限度額200万円）＝支払った医療費の額－保険金・給付金などで補てんされる金額※1－10万円 または 総所得金額の5％のいずれか少ない金額

B 医療費控除特例（セルフメディケーション税制）

控除額（最高限度額8万8千円）＝支払った医療費控除特例対象製品の額－保険金・給付金などで補てんされる金額※1－1万2千円

※1…保険金・給付金などで補てんされる金額は、支払った医療費から差し引いて計算します。なお、補てんされる金額で引ききれなかった金額があっても、ほかの医療費から差し引く必要はありません。

おむつに係る医療費控除について

●問い合わせ　福祉課　内線124

おおむね6か月以上寝たきり状態で、医師によりおむつの使用が必要と認められた方のおむつ購入費は医療費控除の対象となります。手続きには、医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です。

ただし、介護保険の要介護認定を受けており、次のいずれにも該当する方には、福祉課で「おむつ使用証明書」に代わる証明書を発行できます。申請は問い合わせ先へ（無料）。

①おむつ代に係る医療費控除を受けるのが2年目以降の方

②要介護認定のために提出された主治医意見書の「障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）」がB1、B2、C1、C2のいずれかであり、「尿失禁の発生可能性」の記載が「あり」の方